

Q & A ～合理的配慮について～



Q 1 合理的配慮ってなに？

A 1 障害のある方から、何らかの配慮を求める意思の表明があったり、困っている場面があったりした時に、負担になり過ぎない範囲で、日常生活や社会生活を送る上での障壁（社会的障壁）を取り除くために行う必要な配慮のことです。

Q 2 店を営んでいます、どんな配慮がありますか？

A 2 例えば、飲食店でメニューを選ぶ際、障害の特性に応じてできる配慮があります。

視覚障害のある方には、希望に応じて口頭でメニューの詳細を伝えたり、点字で作成したメニュー（お品書き）をお渡ししたりします。

聴覚障害のある方には、筆談ボードや手話などを用いることで意思疎通がスムーズになります。

知的障害・精神障害・発達障害のある方には、コミュニケーション支援ボードを作成して備えておき、文字や絵を指し示しながら意思疎通を行うことも有効な方法です。

また、ゆっくりと低めの声で話すと聞こえやすくなります。

その他、車いすを利用する方がお店に入りやすいように、折りたたみ式スロープを備えておくと良いでしょう。

Q 3 病院や診療所では、どんな配慮がありますか？

A 3 病院や診療所では、さまざまな配慮が求められます。

例えば、診察などの場面で、コミュニケーションをはじめとした音声拡張器を設置することによって、会話の内容が聞き取りやすくなり、円滑なコミュニケーションにつながります。筆談することも有効な方法です。

また、知的障害のある方には、よりわかりやすい表現で伝えることができるよう、会話の内容を絵や図、簡単な単語などで表現したコミュニケーション支援ボードを使用することも合理的配慮の一つです。

コミュニケーション以外では、スロープを設置したり、点字ブロックを敷設したりすることで、身体障害のある方にとって使いやすい施設となります。

Q4 イベントを開催する予定ですが、どんな配慮がありますか？

A4 障害のある人もない人も、同じようにイベントに参加できるようにしましょう。

例えば、聴覚障害のある方への配慮として、手話通訳者や要約筆記者の配置があります。

また、車いすを利用する方への配慮として、専用スペースや誘導スペースがあると良いでしょう。

イベントの宣伝・案内チラシは、音声コードを貼付することによって、視覚障害のある方にもイベント内容を伝えやすくなります。



【お問い合わせ先】

〒310-8610

水戸市中央1-4-1

水戸市保健福祉部障害福祉課

電話：029-232-9173

FAX：029-221-4447